

答 申 情 第 2 2 6 号
令 和 8 年 8 月 1 8 日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 北 村 和 生
(事務局 総合企画局デジタル化戦略推進室情報管理担当)

京都市情報公開条例第18条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和7年7月18日付け建道用第52号をもって諮問のありました下記のことについて、
別紙のとおり答申します。

記

特定の土地に係る京都市の売買契約に関する資料に係る公文書一部公開決定事案（諮問
情第388号）

1 審議会の結論

処分庁が行った公文書一部公開決定処分は、妥当である。

2 審査請求の経過

- (1) 審査請求人は、令和7年5月21日に、処分庁（担当部署 建設局道路建設室）に対して、京都市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、「母〇〇が生前中に京都市と締結したとされる契約に関する書類一式（契約書、契約概要書、委任状、添付資料など）」の公開を請求した（以下「本件請求」という。）。
- (2) 処分庁は、本件請求に係る公文書として「京都市が2021年3月に取得した伏見区□□の土地の一部（2021年3月16日に△△へ分筆済）の契約に関する文書（（1）委任状、（2）土地売買契約書、（3）建物等地上物件移転契約書、（4）残地補償契約）」（以下「本件公文書」という。）を特定したうえ、公文書一部公開決定処分（以下「本件処分」という。）をし、令和7年6月5日付けで、その旨及びその理由を次のとおり審査請求人に通知した。

条例第7条第1号、第3号及び第4号に該当

氏名、地上物件移転補償金及びその内訳の情報については、個人に関する情報であって、情報そのものにより、特定の個人が識別されるもの、又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。（条例第7条第1号に該当）

個人の印影のうち鮮明なものについては、個人に関する情報であって、情報そのものにより特定の個人が識別されるものであるとともに、公にすることにより、犯罪の予防等その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。（条例第7条第1号及び第4号に該当）

法人等の印影のうち鮮明なものについては、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとともに、犯罪の予防等その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。（条例第7条第3号及び第4号に該当）

- (3) 審査請求人は、令和7年6月18日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定により、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

3 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

4 処分庁の主張

弁明書及び審議会における職員の説明によると、処分庁の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 本件公文書について

処分庁は、公共用地及び建物等の取得及びこれに伴う登記並びに地上物件の移転等に伴う補償等に関する業務を行っている。

本件請求については、公開を求める行政文書の名称または内容が相続人の立場から故人である個人情報の開示を求めるものであることから、「公文書公開請求制度の趣旨にそぐわない」ことを請求者に伝えた。

令和7年5月26日に、請求者に対し本件請求に係る補正を行うかを確認したところ、請求者は、一旦は補正に応じる旨の意思を示したものの、後に、一転して補正には応じない旨を主張した。

一方で、情報公開制度の運用においては、請求人の権利を十分に尊重することが求められるため、本件請求書の記載内容から本件公文書を特定し、本件請求について一部公開決定したものである。

(2) 条例第7条第1号に該当することについて

氏名、住所、個人の印影のうち鮮明なものについては、個人に関する情報であって、情報そのものにより、特定の個人が識別されるものである。

また、委任理由、地上物件移転補償金及びその内訳の情報については、特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある。

よってこれらは、条例第7条第1号に該当する。

(3) 条例第7条第3号に該当することについて

法人等の印影のうち鮮明なものについては、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

よって、条例第7条第3号に該当する。

(4) 条例第7条第4号に該当することについて

個人及び法人等の印影のうち鮮明なものについては、公にすることにより、犯罪の予防等その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、条例第7条第4号に該当する。

(5) 審査請求の理由に対する弁明

審査請求書における審査請求の理由は以下の5点である。

ア 相続財産に関する情報であり、相続人としての正当な利益の保護に不可欠であること。

イ 京都市情報公開条例第7条は「財産に関わる情報」について原則開示を定めていること。

ウ 黒塗り部分は、被相続人の財産処分の核心であり、私人のプライバシー保護の範囲を超えて不開示（黒塗り）とすることは不当であること。（特に委任状）

エ 本件委任状は弟●●が主張する包括委任の有無を判断する重要証拠であり、不開示により審査請求人の権利救済機会が著しく損なわれること。

オ 情報公開審査会および裁判例において、相続人が被相続人の財産処分に係る文書の開示を求めた事案では、開示が認められる例が多数存在すること。

上記5点について、以下のとおり弁明する。

ア、イ、ウについては、個人に関する情報に該当するかどうかは、請求者の個別事情や属性を一切考慮せずに判断するものであり、非公開とした。

エについては、条例に基づき 4 (2)～(4) のとおり非公開とするものである。
オについては、具体的な事例が示されていないため弁明のしようがない。

(6) 以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はない。

5 審査請求人の主張

審査請求書、反論書及び審議会における口頭意見陳述によると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 本件処分を取り消し、委任状全文を含む当該公文書を開示することを求める。

(2) 審査請求の理由

ア 相続財産に関する情報であり、相続人としての正当な利益の保護に不可欠であること。

イ 条例第 7 条は「財産に関わる情報」について原則開示を定めていること。

ウ 黒塗り部分は被相続人の財産処分の核心情報であり、私人のプライバシー保護の範囲を超えて不開示（黒塗り）とすることは不当であること。（特に委任状）

エ 本件委任状は弟●●が主張する包括委任の有無を判断する重要証拠であり、不開示により審査請求人の権利救済機会が著しく損なわれること。

オ 情報公開審査会および裁判例において、相続人が被相続人の財産処分に係る文書の開示を求めた事案では、開示が認められる例が多数存在すること。

(3) 京都市は「個人に関する情報に該当するかどうかは請求者の個別事情を考慮しない」と主張しているが、相続人が被相続人の財産処分に係る文書の開示を求める場合、その権利行使は遺産分割・不当利得返還請求等に直結するものであり、単なるプライバシー侵害の問題とは次元を異にする。開示を拒否することは、相続人の権利行使を不当に制約し、憲法 32 条の裁判を受ける権利の侵害にあたる。

(4) 本件委任状は、単なる私人の日常的な情報ではなく、被相続人の財産処分行為の根拠となる重要文書である。特に弟●●が主張する「包括委任」の有無を判断する上で不可欠な資料であり、これを非開示とすることは、審査請求人の権利救済の機会を著しく奪うものである。

委任状の作成は母には不可能であった。委任状の作成当時はコロナ対策で母が入院していた病院は、たとえ身内であっても面会謝絶であった。母は判断能力を喪失しており、委任状を作成できる状態にはなかった。

従って、受任者と推定される弟●●に委任状は誰が作成したのかを問うたところ、「自分は委任状など作成していない。」と発言している。その音声データを持っている。もし、弟●●の言う通り、京都市が委任状を偽装したとすれば、寝たきりの高齢者に対して重大な過失を行なった事になる。委任状の署名は印字、押印は認印程度の大きさであり、本人性を担保できるものではない。弟の発言録音においても「委任状のようなものは書いていない」と明言されている。

弟本人も作成を否定していることから、第三者による偽装作成が強く疑われる。もし京都市が委任状を作成していたとすれば、重大な職務上の過失であり、行政文書の信頼性を根底から損なう行為である。

(5) 京都市は「具体的な事例が示されていないため弁明のしようがない」と述べているが、実際には相続人が被相続人の財産処分に係る文書の開示を求めた事案において、開示が認められた例は多数存在する。例えば東京高裁平成20年5月28日判決は、相続人による被相続人の財産情報の開示を認められており、その他各地の情報公開審査会においても同様の判断が示されている。

(6) さらに新たに判明した事実として、母の所有する土地の売却代金が弟●●の名義口座に振り込まれていたことが確認された。これは被相続人の財産処分に係る重大な事実であり、委任状の真正性及び財産処分の適法性を検証する必要性を一層強めるものである。したがって、委任状を非開示とすることは、相続人としての審査請求人の利益を著しく害するものに他ならない。

土地売却代金は本来、被相続人である母名義の口座に入金されるべきものである。実際には弟の口座に振り込まれており、その理由、根拠、手続きは一切明らかにされていない。振込先が変更されたのであれば、その依頼書・決裁文書等の提示を求める必要がある。仮に振込根拠として遺産分割協議書が提示される場合、その協議書は以下の理由で無効である。

ア 記載された地番が誤っている。

イ 母の死亡後に作成されており、相続開始前の効力はない。

ウ 準確定申告において法定相続分で申告されており、協議書の内容と整合しない。

したがって遺産分割協議書を根拠とする振込は不適法である。

仮に協議書が有効であったとしても、市は相続人間の分割を判断する権限を有さず、振込先は母名義の口座であるべきであった。

(7) 京都市は情報公開条例第7条第1号から4号を（非公開）理由としているが、令和5年4月に京都市も個人情報保護法に基づき、条例を定めているところなので、条例第7条は現行の個人情報保護法78条と同等のものである。人の生命や財産に係ることは公開しなければならないとされている。

(8) 以下を明確にし、市の責任を追及する。

ア 京都市はなぜ弟の口座に振り込んだのか、その理由を具体的に示せ。

イ 振込先変更依頼書または決裁文書が存在するのか、提示を求める。

ウ 遺産分割協議書を根拠とする場合、その有効性をどのように確認したのか説明せよ。

エ 協議書が有効であったとしても、市は母の口座に振り込むべきであり、弟口座への振込は不適法であることを認めるのか。

オ 委任状の作成者を特定し、印字署名・認印押印の文書を有効と判断した根拠を示せ。

6 審議会の判断

当審議会は、処分庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

(1) 本件公文書について

本件公文書は、処分庁が公共事業施行のために土地を買い受けた際の契約に係る文書であり、委任状（以下「本件公文書1」という。）、土地売買契約書（以下「本件公文書2」という。）、建物等地上物件移転契約書（以下「本件公文書3」という。）、残地補償契約書（以下「本件公文書4」という。）

いう。)である。

ア 本件公文書 1

本件公文書 1 は、売買の相手方から処分庁が取得した、処分庁との交渉に関する一切の権限に係る委任状であり、委任者及び受任者の住所、氏名及び印影、物件の詳細並びに委任理由が記載され、地積測量図が添付されている。このうち、受任者の住所、氏名及び印影、委任者の印影、物件の詳細の一部、委任理由並びに土地家屋調査士の印影が非公開とされている。

イ 本件公文書 2

本件公文書 2 は、売渡人と処分庁が令和 3 年 3 月 5 日に交わした契約書で、売渡人の印影が非公開とされている。

ウ 本件公文書 3

本件公文書 3 は、対象地にある建物等地上物件の移転に関し、権利者と処分庁が令和 3 年 3 月 5 日に交わした契約書で、権利者の氏名、住所、印影及び持分、対象となる物件の詳細並びに損失補償価格が非公開とされている。

エ 本件公文書 4

本件公文書 4 は、用地取得に伴う残地に生じる損失の補償に関し、権利者と処分庁が令和 3 年 3 月 5 日に交わした契約書で、権利者の印影が非公開とされている。

(2) 条例第 7 条第 1 号該当性について

ア 条例第 7 条第 1 号は、プライバシーを中心とする個人の正当な権利利益の保護に最大限の配慮をするために、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを非公開とすることを定めたものである。また、同号ただし書において、「ア 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、及び「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」については除くとされている。

イ 本件公文書のうち、処分庁が条例第 7 条第 1 号に該当するとして非公開とした情報（以下「各非公開部分」という。）は、以下のとおりである。

本件公文書 1 委任者及び受任者の住所、氏名及び印影、物件の詳細並びに委任理由

本件公文書 2 売渡人の印影

本件公文書 3 権利者の氏名、住所、印影及び持分、物件の詳細並びに損失補償価格

本件公文書 4 権利者の印影

ウ 処分庁は、各非公開部分について、個人に関する情報であって、情報そのものにより、特定の個人が識別されるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、条例第 7 条第 1 号に該当すると主張する。

一方で、審査請求人は、これらは相続財産に関する情報であり、相続人としての正当な利益の保護に不可欠であり、また条例第 7 条は「財産に関わる情報」について原則開示を定めており、

公開されるべきであると主張する。

エ まず、条例第7条第1号（本文）該当性について、以下、検討する。

（ア） 委任者、受任者及び権利者の住所及び氏名について

これらは個人に関する情報であり、情報そのものにより特定の個人が識別され、又は識別することができるものであることは明らかである。

（イ） 物件の詳細、持分及び損失補償価格について

当審議会において、本件公文書を見分したところ、非公開とされている部分には、売買対象となる土地以外の物件の詳細、それに係る損失補償価格が記載されていること、当該物件の所有者ごとの持分が記載されていることが認められた。

これらは当該物件の所有者（権利者）の資産に関する情報であることから、情報そのものにより特定の個人を識別することができないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められる。

（ウ） 委任理由について

当審議会において、本件公文書を見分したところ、非公開とされている部分には、委任者の個別事情が具体的に記載されていることが認められた。

このような情報は、情報そのものにより特定の個人を識別することができないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められる。

（エ） 印影について

印影は、当該個人が押捺した文書の作成が、自らの意思に基づくものであることを証するものであり、一般に、自己の印影が不正使用されることのないよう、厳重に管理するとともに、不要な場所への押印を避けるなど、その意に反して流通することのないよう、細心の注意を払って管理されるものである。したがって、個人の印鑑の印影については、広く一般に公にされることが予定されている文書に押捺された場合や記名の代わりに簡易的に押捺されていることが明らかな場合など特段の事情がない限り、通常他人に知られたいと認められる情報であると解すべきである。

そうすると、本件公文書1～4は、処分庁と土地所有者との間で交わされた売買契約書等であり、広く一般に公にされることが予定されている文書とは認められず、また記名の代わりに簡易的に押捺されたものなど特段の事情も認められないことから、本件公文書1～4の印影については、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することができないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められる。

以上から、各非公開部分はいずれも条例第7条第1号本文に該当すると判断する。

オ 次に、審査請求人は条例第7条第1号ただし書イに該当すると主張していると認められるため、同号ただし書イ該当性について検討する。

条例第7条第1号ただし書イは、非公開により保護される個人の利益と、公開により保護される「人の生命、健康、生活又は財産」の公益性とを比較衡量して、後者が前者に優越するときには、公開を義務付けているものである。

本件公文書が特定の個人に係る自己の財産売買に関する公文書であることに鑑みると、各非公開部分について、当該個人の権利利益を保護することと、当該個人情報公にすることによる公益性とを比較衡量しても、後者が前者に優越するとまでは認められない。

したがって、各非公開部分は、条例第7条第1号ただし書イには該当しないと判断する。

カ 以上から、当審議会としては、各非公開部分は条例第7条第1号に規定する非公開情報に該当すると判断する。なお、処分庁は6(2)エ(エ)の印影について同条第4号該当性も主張するが、同条第1号に該当することから、同条第4号該当性については検討を要しない。

(3) 条例第7条第3号該当性について

ア 条例第7条第3号は、公にすることにより、法人その他の団体又は事業を営む個人の競争上又は事業活動上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報について、非公開とすることを定めたものである。また、同号ただし書において、同号本文に該当する情報であっても、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報については除くとされている。

イ 本件公文書のうち、処分庁が条例第7条第3号に該当するとして非公開とした情報は、本件公文書1の地積測量図に押捺されている土地家屋調査士の印影である。

ウ 処分庁は、土地家屋調査士の印影について、法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、条例第7条第3号に該当すると主張する。

一方、審査請求人は、相続財産に関する情報であり、相続人としての正当な利益の保護に不可欠であり、また条例第7条は「財産に関わる情報」について原則開示を定めており、公開されるべきであると主張する。

エ 当審議会において本件公文書1を見分したところ、地積測量図に当該測量図を作成した土地家屋調査士の職印の印影が非公開とされていることが認められた。

オ 土地家屋調査士の職印の印影は、当該文書が当該調査士により職務上、真正に作成されたことを証するものである。

したがって、土地家屋調査士の職印の印影については、公開することにより、文書の偽造などを招き、土地家屋調査士としての正当な利益が害される相当の蓋然性があると認められるため、条例第7条第3号本文に該当すると判断する。

カ 次に、審査請求人は、条例第7条第3号ただし書に該当すると主張していると認められるため、同号ただし書該当性について、検討する。

同号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報は公開する旨が規定されている。

当審議会としては、土地家屋調査士は、本件土地の売買に当たって該当地の地積測量図を作成したにすぎないことから、その行為によって生じ、又は生じるおそれのある危害から、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために、公にすることが必要とは言えないと判断する。

したがって、条例第7条第3号ただし書には該当しないと判断する。

キ 以上から、当審議会としては、土地家屋調査士の職印の印影については、条例第7条第3号に該当すると判断する。なお、処分庁は、当該情報について同条第4号該当性も主張するが、同条第3号に該当することから、同条第4号該当性については検討を要しない。

(4) その他

ア 審査請求人は、相続人としての正当利益を主張して被相続人の財産処分に関する情報を請求するものであり、条例第7条第1号ただし書イ及び同条第3号ただし書の規定が個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）第78条第1項第2号ただし書ロ及び同条同項第3号ただし書と同一であることから、本件処分においては個人情報保護法の適用と同様に条例第7条第1号ただし書イ及び同条第3号ただし書を適用すべきであると主張しているものと認められる。

イ 個人情報保護法第78条は、同法第77条第1項に基づく保有個人情報開示請求に対する非開示情報を規定するものである。また、保有個人情報開示請求とは、行政機関が保有する自己情報の正確性、取扱いの適正性を本人が確認するために不可欠なものとして、自身に関する保有個人情報の開示を行政機関に請求することができる制度である。

一方、本件請求は条例に基づく公文書公開請求であり、公文書公開制度は、知る権利の保障のもと、何人でも市が保有する公文書の公開を請求することができる制度である。

ウ すなわち、保有個人情報開示制度は請求者である当該個人に対し、本人の情報について開示をする制度であり、一方で、公文書公開制度は請求者の属性によることなく、広く一般に公にすることができる情報を公開する制度である。

したがって、個人情報保護法第78条第1項第2号ただし書ロ及び同条同項第3号ただし書と条例第7条第1号ただし書イ及び同条第3号ただし書において、同一の規定があったとしても、当該規定の適用は、同一とはなり得ないものである。

エ その他、審査請求人は処分庁が売買代金を振り込んだ振込先口座の妥当性等を示すことなどを要求しているが、当審議会は本件請求に対して処分庁が行った本件処分の妥当性について調査・審議する機関であり、そのような調査等をする立場にないことを申し添える。

(5) 結論

以上により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

令和7年	7月18日	諮問
	8月15日	諮問庁からの弁明書の提出
	8月22日	審査請求人からの反論書の提出
令和8年	6月4日	諮問庁の職員の口頭理由説明（令和8年度第2回会議）
	7月17日	審査請求人の口頭陳述（令和8年第3回会議）
	8月18日	審議（令和8年度第4回会議）

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第1部会（部会長 北村 和生）